平成２１年（フ）第３７０号
佐賀県佐賀市西与賀町大字高太郎726番地11
債務者　冨安　裕幸
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５００号
長崎県長崎市かき道５丁目３番11―102号
債務者　長尾　利行
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０７号
長崎県長崎市大浦東町４番10号　高柳コーポ201、旧住所長崎県長崎市日の出町２番19号
債務者　道下　美幸（旧姓水田）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１０号
長崎県長崎市古賀町1462番地７
債務者　岩崎　明美（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６９号
熊本市十禅寺２丁目３番33号　アップルハウス十禅寺
債務者　松本　リカ
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８２２号
熊本市清水新地５丁目16番１―309号
債務者　東　　敬子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８５２号
熊本県宇城市松橋町松橋1715番地７
債務者　松田佳央理
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８６３号
熊本市上高橋１丁目９番２―701号
債務者　隅倉富士美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８６５号
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2068番地
債務者　川野扶美子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８７１号
熊本市龍田２丁目20番24号、前住所熊本市南町６番13号
債務者　宮本　三男
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６５号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字下竹114番地
債務者　森脇　雅美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第２９２号
佐賀県佐賀市水ヶ江４丁目５番31号
債務者　岩﨑竜一郎
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５４号
宮崎市吉村町孫堀甲2009番地１、前住所宮崎市高洲町161番地　高洲マンション307号
債務者　星加　　亨
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４６３号
宮崎市城ケ崎１丁目２番地９　望洋マンション103号
債務者　松田ミヤ子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５１４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋72番地　河野荘３号室
債務者　河野　志朗
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２５号
鹿児島県日置市東市来町長里1667番地３
債務者　赤坂　芳夫
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６７４号
鹿児島県鹿児島市吉野町4101番地１シェルクレールⅡ202号
債務者　廣瀬　直美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
宮城県大崎市岩出山字上川原町95番地２
債務者　上遠野　悟
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係